

令和7年10月21日

島根労働局長

岩見 浩史 殿

島根地方最低賃金審議会

会長 藤本 晴久



島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月5日付け島労発基0905第7号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

島根県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は整理の業務

ロ 手作業による運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,134円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり